# 学童期における子育て支援制度の経緯と課題

# 伊藤陽一

Process and problem of the child care support system in the school child age

#### Yoichi Ito

#### 要旨:

児童福祉法が制定され70年が経過しようとしている。子どもとその親を取り巻く環境は大きく変化し、児童福祉法も度重なる改正を行い今日に至っている。学童期の子どもの支援は、当初、乳幼児を中心とする少子化対策が中心であったが、次世代育成支援の流れに移行し、その中で学童期の子どもの子育て支援の施策も行われるようになった。乳幼児の子育て支援制度・施策、学童期の子育て支援の制度・施策を整理する。学童期の子育て支援は、これまで子どもを養育する保護者に対しての制度・施策が中心であり、大人主体の視点で行われている。しかしながら、子どもの発達面や子どもを取り巻く環境、また、子どもを支える家庭や親の変化等を考慮した、子どもを主体とした制度や施策が必要である。

## キーワード:

学童期 子育て支援 保育所 子育て制度・施策

## はじめに

子育て支援については、少子化問題から端を発し、1990年(平成2年)6月に前年度の合計特殊出生率が統計史上最低であった1966年(昭和41年)の1.58を下回る1.57であったことが公表され、いわゆる「1.57ショック」が日本国内を巡り、児童福祉対策は「少子化対策」が主流となっていった。

その流れは、「これからの家庭と子育でに関する懇談会」厚生省(現厚生労働省)の報告書(平成2年)に始まり、1996年(平成6年)6月に、厚生省、文部省(現文部科学省)、労働省(現厚生労働省)、建設省(現国土交通省)4省大臣協議の「今後の子育て支援のための施策の基

本的方向について」(エンゼルプラン)として結実し、さらに「新エンゼルプラン」として継承され、保育等の児童福祉対策は少子化対策の一部として、一般家庭の子育てと労働の両立を支援することが目的であったといえる。その結果、児童福祉政策は「少子化対策」と「要保護児童福祉政策」と二分され、要保護児童福祉政策は、ひとり親家庭などの要支援家庭、被虐待児児童などの要保護児童、障害のある児童や引きこもり・不登校の児童の要保護児童への施策は遅れることとなった。

しかし、2003年(平成15年)に「家庭や地域の子育で力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援すること」(少子化対策推進関係閣僚会議)を目的とする次世代育成支援施策が打ち出され、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策基本法、改正児童福

祉法が成立した(すべて平成15年成立)。さらに、2011年(平成23年)3月2日に少子化社会対策会議で決定された、子ども・子育て新システムは、全ての子ども・子育て家庭を対象とした新たなシステムの構築を目指しており、学童期の子ども・子育て家庭への支援も新システムの対象となっている。

これらの施策は、保育所を中心とした少子化対 策から要保護児童やより広範囲の子どもと家庭に 目を向けた次世代育成支援として変化している。

本稿は、こうした子育て支援の背景を受け、学 童期における子育て支援のあり方についての支援制 度を整理し、今度に向けての課題を明確にしたい。

# I 目的と研究の方法

本研究において、乳幼児の子育て支援の動向、 そして、学童期の制度・施策を文献等から明らか にし、学童期における子育て支援の経緯と課題に ついて考察を行う。

# Ⅱ 結果及び考察

#### 1. 乳幼児の子育て支援の動向

1980年(昭和55年)代頃から、地域の関わりの希薄化や都市化による核家族の増加から、子どもを育てることに不安を感じたり、子育ての孤立化が目立ちはじめ、さらに、各家庭における養育力の低下も指摘されるようになりはじめた。そこで、国も子育を行う家庭に対しての支援として様々な施策を講じてきた。

ここでは、国が主に保育所を中心とした乳幼児 に向けた子育て支援施策をこれまでどのように行っ てきたか、確認を行う。

# (1) 保育所における子育で支援

1984年(昭和59年)に厚生省(現厚生労働省)

より保育所に対して、「乳幼児健全育成相談事業」 に取り組むように通知が出された。その「手引」 によれば、保育所における子育て支援の必要性 が以下のように明記されている。

「核家族化、少子化の進行や都市化の進展等に伴い、家庭内あるいは地域社会において、育児に関する知識等の伝承、育児についての見聞や経験が少なくなっているとともに、近隣に相談相手がなく孤立化しているなどから、育児に悩む保護者が増加している。したがって、保護者にとって身近に育児についての相談に応じ得る場が求められており、ここに、乳幼児の保育を実践している保育所が地域における身近な相談窓口として、その有する保育の専門機能を活用して、育児についての相談に応じ、保護者の育児不安の解消を図り、もって乳幼児の健全育成に資する意義がある

と保育所における子育て支援の必要性が明記されている。

さらに 1989 年 (平成元年) には、地域に開かれた社会資源としてその機能を地域の住民に活用することが保育所の役割として求められている。保育所は、地域の需要に応じて園庭開放・行事への参加・育児講座・育児相談・絵本の貸出などを行う「保育所地域活動事業」を行うことになった。

その後、1993年(平成5年)には、より積極的に地域の子育で家庭を対象として支援を展開するための事業として「保育所地域子育てモデル事業」を創設した。この事業は、1990(平成2)年の1.57ショックの影響も受け、少子化対策の一環としても保育所の機能拡大を求めるものであった。

そして、翌年の1994年(平成6年)に「エンゼルプラン」が策定された。宮本・藤崎が、エンゼルプラン及び緊急保育対策等5か年事業について、「仕事をしている母親への子育て負担を軽減

させる支援が主であった」と述べているように、エンゼルプランは共働きで働く家庭のための施策として、保育所の拡充や保育サービスの充実に取り組むことに重点が置かれたものであった。

2000 (平成 12) 年には、今後増大する福祉ニーズの対応のために、社会福祉事業・社会福祉法人・措置費制度等の共通する基礎基盤の見直しを行う「社会福祉基礎構造改革」が行われた。この社会福祉基礎構造改革に伴い児童福祉法の改正も行われた。この改正により保育所の設置主体制限が撤廃され、社会福祉法人以外の民間主体(NPO 法人・学校法人・株式会社等)でも保育所を設置することが可能となった。さらにその後、土地や建物、定員、保育士等の規制緩和が行われ、既存の保育施設を活用した保育の拡充が目指されている。

以上のことから、国が最初に支援を行おうと考えたことは、就労(共働き)を中心とした家庭への支援であり、そのために、国は保育所の拡充 及び保育サービスの拡充を目指したといえる。

### (2) 子育てを行うすべての家庭に対しての支援

1997 (平成9) 年の児童福祉法改正において、「保育所利用方式の見直し (第24条)、保育料負担方式の見直し (第56条の3)、保育所における子育で相談の充実 (第48条の2)」の見直しが行われた。また、児童福祉法第48の2には、「保育所は、地域の子育で家庭に対して、保育に関し情報提供を行うとともに、乳幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うように努めなければならない」と規定され、「地域の子育で支援の役割・機能」を保育所が担うことが明確に位置づけられた。

1999 (平成11) 年には、エンゼルプランの後継として新エンゼルプランが策定され、保育所や保育サービスのさらなる充実が目指されるとともに、

地域子育で支援センターの拡充に対する目標値も 定められ、保育所に通っていない地域の子育て 家庭への支援の充実も目指されることとなった。

その後、2002 (平成 14) 年に「少子化プラスワン」が以下のように策定された。

これは、従来の取り組みが仕事と子育ての両立支援の観点から保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、「男性を含めた働き方の見直し」や「地域における子育て支援」なども含めて、社会全体が一体となって総合的な取り組みを進めていこうと提言するものである。

また、2003(平成15)年に「次世代育成支援対策推進法」が取りまとめられ、家庭や地域の子育で力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援(次世代育成支援)することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを掲げている。これらの施策により、子育てと仕事の両立支援に加え、「男性の働き方を含めた働き方の見直し」「地域における子育で支援」「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4本の柱が新たに追加された。

さらに、2010(平成22)年に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」は、家族や親が子育てを担うことによって個人に過重な負担がかかる問題を解消し、個人の希望を叶え社会全体で子育てを支える社会の実現を目指し、「①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ、②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ、③多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ、④男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」の4本柱のもとに、合計12の具体的な施策で構成されている。

以上のことから、就労(共働き)を中心とした 家庭への支援の次に支援を考えた対象は、家庭 で子育てをしている保護者に対する支援であり、 そのために保育所等に通わずに家庭で子育てをし ている保護者が、保育サービスを利用できる仕組 みを作ることを目指したといえる。そのために、保 育所に対して、地域の子育て家庭への支援も担う ことを期待したといえる。

# 2. 学童期の子育て支援の動向

1947年(昭和22年)に児童福祉法が施行され、60年以上の時が過ぎている。子どもとその親を取り巻く環境は大きく変化し、児童福祉法も数度の改正を行って今日に至っている。学童期の子どもの支援は、当初、乳幼児を中心とする少子化対策が中心であったが、次世代育成支援の流れに移行し、その中で学童期の子どもの子育て支援の施策も増えていっている。ここでは主な学童期の子育て支援に関する施策を整理する。

## (1) 少子化社会対策基本法

- 2003 年 (平成 15 年) 7月-

少子化社会対策基本法は、学童期の子どもと 親に対しての子育て支援の側面を持っている。そ の前文で、次世代を担う子どもやその親への支援 のあり方についての基本的理念を以下のようにあ げている。

「我が国における急速な少子化の進展は、 平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。(中略)こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている」また、同法の第11条では、以下のように明記し ている。

「国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育でに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育で支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」

このように、少子化対策においても学童期の子 どもと親の支援のために、各種の保育サービスと 共に、放課後児童健全育成の拡充が盛り込まれ ている。

さらにこの法律では、ゆとりある教育の推進、 生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及 び啓発等の施策の推進が規定されている。

#### (2) 次世代育成支援対策推進法

- 2003年 (平成15年)7月-

第1章 第1条で、学童期を含む次世代育成支援についての目的が以下のように述べられている。

「この法律は、我が国における急速な少子 化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環 境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策 に関し、基本理念を定め、並びに国、地方 公共団体、事業主及び国民の責務を明らか にするとともに、行動計画策定指針並びに地 方公共団体及び事業主の行動計画の策定 その他の次世代育成支援対策を推進するた めに必要な事項を定めることにより、次世代 育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、 もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。」

同様に第3条では、「次世代育成支援対策は、 父母その他の保護者が子育てについての第一義 的責任を有するという基本的認識の下に、家庭そ の他の場において、子育ての意義についての理 解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感さ れるように配慮して行われなければならない。」と 次世代育成支援の基本理念を示している。

この法律により、都道府県、市町村は、平成 17年度から、国による行動計画策定指針に基づ いた地方行動計画を策定することになった、また、 事業主でも従業員が301人以上勤務する一般事 業主は、行動計画策定指針に基づいた事業主行 動計画を策定することになっている。

さらに、急速な少子化の進行等の現状から平成 20 年に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、次世代育成支援対策推進法の一部が改正される。これにより、一般事業主の行動計画の策定が、現行の 301 人以上から 101 以上の事業主に義務化されることになる。

#### (3) 改正児童福祉法

- 2003年(平成15年)7月及び2008年(平成20年)11月-

児童福祉法は、子どもと親を取り巻く社会の変化に合わせて、幾たびかの改正が行われてきた。近年の改正で学童期の親と子どもに関係するものは、平成9年に行われた改正児童福祉法である。その第6条の2第12項で、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の

場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」 と放課後児童健全育成事業が法定化された。

## ① 2003 年改正児童福祉法

さらに 2003 年の改正児童福祉法第 21 条の 27 では、「市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であって主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。」として、次の 3 つの事業を法定化した。すなわち、「児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業」、「保育所その他の施設において保護者の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業」である。

# ② 2008 年改正児童福祉法

2008年の改正児童福祉法は、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略などを踏まえ、家庭的保育事業などの新たな子育で支援サービスの創設、虐待を受けた子どもなどに対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための改正を行うものであり、原則として、2009年(平成21年)4月1日に施行された。

これらの改正は、放課後児童健全育成事業、 子育て短期支援事業と共に、地域における子育 て支援サービスの法定化であり、また、市町村に コーディネートの役割及び機能を付けたことが特徴 としてあげられる。

## (4) 子ども・子育て応援プラン

- 2004 年 (平成 16 年) 12 月-

①子ども・子育て応援プランの概要

子ども・子育て応援プランは平成16年6月4日 に閣議決定された、「少子化社会対策大綱」の 具体的実施計画である。

その主旨については、以下の通りである。

「本計画では、大綱に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げ、それに向けて、この5年間に施策を重点的に取り組んでいくこととする。

今後、本計画に基づき、夢と希望にあふれる 若者が育まれ、家庭を築き、安心と喜びを持って 子育てに当たっていくことを社会全体で応援する 環境が整ってきたという実感の持てるよう、内容や 効果を評価しながら、政府を挙げて取組を強力に 進めていく。」とある。

②子ども・子育て応援プランの学童期の子どもに 対する具体的な施策

この計画の中で、学童期の子どもに関係するものは、分類すると2点ある。

第一に「体験活動を通じた豊かな人間性の育成」があげられ、その内容は、「子どもたちが、様々な自然体験・社会体験活動の機会を持ち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるようにする。」とある。具体的な行動としては、「子どもの多様な活動の機会や場所づくりの推進」、「学校における体験活動の充実全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動が実施されるようになること」、「こどもエコクラブ事業の推進」等が示されている。

第二に「子どもの学びの支援」があり、その 内容は「子どもたちが(生きる力)をはぐくむこと ができる学校教育を推進するため、魅力ある公立 学校づくりをはじめとする子どもたちの学びを支援 する。」をあげている。具体的な行動としては、「義 務教育改革の推進」、「(生きる力)の育成」が 示されている。

③子ども・子育て応援プランの学童期の親に対す る具体的な施策

第一に「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」をあげ、その内容は、「職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図り、男性も女性もともに、社会の中で個性と能力を発揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようにする。」としている。具体的な行動としては、「男性の子育て参加促進に向けた取組の推進次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(男性の育児休業取得実績がある企業)の割合計画策定企業の20%以上」が示されている。

第二に「子育ての新たな支え合いと連帯」とあって、その内容は、「働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育でをなくしていく。」と家庭に対する支援を地域でも支えるとしている。具体的な行動は、「ファミリー・サポート・センターの推進」、「シルバー人材センターによる高齢者活用子育で支援事業の推進」、「地域住民による子どもの基本的生活習慣の形成の促進、」「放課後児童クラブの推進」、「家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進全市町村で家庭教育に関する講座が開設されるようになること」が示されている。

子ども・子育て応援プランは、具体的な行動の計画を示しており、画期的な施策に見える。また、どの施策よりも学童期の子どもとその親に対しての取り組みが、多く出ていることが特筆される点であるといえる。

## (5) 放課後子どもプラン

2009 年度(平成19年)から、厚生労働省管轄の「放課後児童健全育成事業」と文部科学省管轄の「放課後子ども教室推進事業」が、一体的もしくは連携して実施される放課後子どもプランが実施されている。

## ①放課後子ども教室推進事業

文部科学省において、2004 年度(平成 16 年)から 2006 年度(平成 18 年)まで緊急 3ヵ年計画として、「地域子ども教室推進事業」を実施した。この「放課後子ども教室推進事業」は、2009 年度(平成 19 年)より、「地域子ども教室推進事業」の国の支援の仕組みや内容を変更して実施するものである。具体的な内容は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施を行うものである。具体な計画(プログラム)は各地域で決める。事業の主な実施主体は市町村となっており、国は各地域での取り組みに対し補助を行うものである。

さらに、2006 年度(平成 18 年)までの「地域子ども教室推進事業」では、PTA関係者、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者など、地域の多くの方々にボランティアとして参加を求め、安全管理面に配慮し、子どもたちを見守りながら、様々な活動が展開していた。「放課後子ども教室推進事業」においても、同様に地域の人々に求めている。

ここに関わる大人の役割としては、「コーディネーター」、「安全管理員」、「学習アドバイザー」等を置き、「コーディネーター」は、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携についての調整や、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を

行い「安全管理員」は、子どもたちの安全管理 を図り、最後に「学習アドバイザー」は、子ども たちに学習機会の提供を行う役割を担っている。

# ②放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、「この法律で、 放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学し ているおおむね10歳未満の児童であって、その 保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、 政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童 厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生 活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をい う」児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、 その健全な育成を図るものである。実施主体は、 市町村、社会福祉法人、その他の者で、第2種 社会福祉事業の特典と一定の基準を満たす事業 については補助が行われる。この事業は、放課 後児童指導員を配置し、その内容は、放課後児 童の健康管理、安全確保、情緒の安定、遊びの 活動への意欲と態度の形成、遊びを通しての自 主性、社会性、創造性を培うこと、放課後児童 の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡、家庭 や地域での遊びの環境づくりへの支援、その他放 課後児童の健全育成上必要な活動を行うこととさ れている。

### ③放課後子どもプラン

放課後子どもプランの概要は、「子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、平成18年5月に当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施してはどうかとの提案を踏まえ、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、「放課後子どもプラン」を創設しました」とあり、文部科学省と厚生労働省の壁をなくして、放課後の子どもた

ちの健全育成を図ることが目的である。

# (6) 児童環境づくり基盤整備事業 (2012年度より一般財源化)

この事業は子どもの育成活動の充実を図るための国庫補助事業で、その目的は、「少子化や核家族化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする」としている。

また、この事業の内容については(1)県立児童厚生施設事業(ネットワークづくり事業)、(2)児童環境づくり推進機構事業、(3)児童育成事業推進等対策事業、(4)健全育成推進事業、(5)民間児童館活動事業、(6)児童福祉施設併設型民間児童館事業、(7)地域組織活動育成事業、(8)児童ふれあい交流促進事業、(9)地域子育て支援拠点事業の9つある。

市町村レベルの具体的な活動として、プレーバスの巡回(児童館の設置されていない地域を中心に、土・日曜、祝祭日及び夏休み等を利用し、プレーバスの巡回を行う)、親、学生等に対する子育で講座等の開催(核家族化が進む中、子育ての知識を身につける機会が少ない父親・母親や、学生その他子育でに関心のある者を対象とした講座等を開催する)、地域住民による自主的な活動の支援等(児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援を行う)、親子及び世代間の交流(文化活動「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を

企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う)等がある。

# (7) 新待機児童ゼロ作戦

- 2008 年 (平成 20 年) 2月-
- ~ 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して ~

この事業は、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立と、家庭における子育でを包括的に支援するための[新たな次世代育成支援の枠組み]の構築」を二つの取り組みを「車の両輪」として行うこととしている。

この事業の主旨は、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、また、学童期の対策として、「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築に取り組み、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開することである。具体的な施策は以下と通りである。

「(1) 保育サービスの量的拡充と保育の提供手段の多様化があり、「子ども・子育て応援プラン」(2006年12月)等に基づき、特に3歳未満児を中心として、保育所の受入れ児童数を拡大する。また、保護者や地域の事情に応じた多様な保育サービスを充実するため、家庭的保育事業を制度化するとともに、その普及・促進を図る。(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進「放課後子どもプラン」等に基づき、学校の余裕教室等を活用して、留守家庭児童に対して安心感のある安定した生活の場を確保し、多様なニーズ等に対応するため、放課

後子ども教室推進事業と連携しつつ、必要な 全小学校区での設置を図る。(3) 保育サー ビス等の計画的整備があり、(1) 及び (2) の施策を展開するに当たり、地方公共団体に おいて、女性の就業率の高まりに応じて必要 となるサービスの中長期的な需要を勘案して、 必要なサービス目標量を設定し、計画的に整 備を進める。〔次世代育成支援対策推進法 の改正](4)地域や職場の実情に応じた取 組の推進があり、地域や職場の実情に応じ た柔軟な施策を展開する観点から、以下の 取組を推進する。① 認定こども園の設置促 進等として、地域の多様なニーズに柔軟かつ 適切に対応するため、認定こども園の設置 促進や幼稚園における預かり保育の充実を図 る。②病児・病後児保育事業の充実、親 の就労と子どもの育成の両立を支えるため、 病児・病後児保育事業の充実を図る。③ 事 業所内保育施設に対する支援の充実として、 子どもを持つ労働者の就労と育児の両立を支 援するため、事業所内保育施設に対する支 援の充実を図る。

これらの施策は、保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化を図りつつ、小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)にも施策対象を拡大させている。

#### (8) 青少年育成施策大綱

青少年育成施策大綱の基本となる考え方としては、「(1) 青少年の立場を第一に考える。(2) 社会的な自立を目指して、青少年の健やかな成長を支援する。(3) 青少年一人ひとりの状況にふさわしい支援を、切れ目なく実施する」の3つを基

- 2008 年 (平成 20 年) 12 月内閣府—

本として、青少年育成施策を推進することである。 具体的な中身は、「(1) 青少年の立場を第一に 考える」では、青少年は、親等家族にとっても、 社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない 存在である。こうした青少年が、現代の我が国 社会において、健やかに成長し、それぞれの可 能性を最大限に発揮できるよう、何よりもまず青少 年の立場に立った支援を実施行うというものであ る。「(2) 社会的な自立を目指して、青少年の健 やかな成長を支援する」では、心身ともに健康で、 他者を思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過 程を経つつ、自己を確立し、自らの可能性を発揮 できる、社会的に自立した個人として成長するよう 支援を行うというものであり、「(3) 青少年一人ひ とりの状況にふさわしい支援を、切れ目なく実施す る」を行うことで、青少年一人ひとりの状況に応じ、 青少年の健やかな成長を保障するための取組を 切れ目なく実施を行うとしている。

さらに同大綱では、青少年の健やかな成長を支えるのは社会全体の責任であり、すべての組織や個人が、当事者意識を持って、青少年との信頼関係の上に、それぞれの役割や責任を果たしつつ、相互に協力・補完しながら取り組むことが必要であるとしている。

以上の基本的な考え方をふまえて、今後の青 少年の施策に取り組もうとしている。また、この大 綱では、学童期の子どもと親の関わりの大切さとし て、切れ目のない支援を行うことが盛り込まれてい ることが注目する点である。

# (9) 子どもと家族を応援する日本 重点戦略

- 2007年 (平成19年) 12月-

この重点戦略検討会議の中で、「3包括的な次世代育成支援の枠組みの構築(新たな枠組みの構築の必要性)」において、親の就労と子どもの育成の両立を支える支援として、「学齢期の放課

後対策」と「親も責任を持ち主体的に参画するサービス運営」が出されたことが特徴である。

「学齢期の放課後対策」では、全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施による空白地区の解消、対象児童の増加に対応した1学校区当たりのクラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境の確保及びすべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組が必要とされた。また、安全・安心な子どもの居場所の設置として、全小学校区における放課後子ども教室の実施(「放課後子どもプラン」)を行うこととされ、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体化あるいは連携して行う「放課後子どもプラン」の全小学校区での実施による空白地区の解消を目指すこととされた。

もう一つの「親も責任を持ち主体的に参画する サービス運営」は、親は単にサービスの受け手と いう発想ではなく、親の経験や能力を活かし、親 の意見を活動に組み入れること。親も責任を持っ て子どもに関わり、親同士が共に子どもの育ちの 場をつくり出す仲間としてつながり、子どもとの関わ りを深められ、親もともに育つようなサービス運営 の在り方について検討する必要があるした。

(10) ワーク・ライフ・バランス 推進の基本的方向 中間報告 ~多様性を尊重し仕事と生活が好循環 を生む社会に向けて~

#### - 2007 年 (平成 19 年) 5月-

男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会)の提言の中で学童期の子どもと親の支援として注目すべき点は、「戦略3:個人の多様な選択を可能にする支援やサービスを展開する」の中において、「多様な両立支援・再就職支援サービスの拡充」として、「子育てや介護等の家庭生活の責任を担う男女が、仕事を続けやすい環境を整備すること

は、ワーク・ライフ・バランスを実現する上で、最も重要な課題の一つである。このため、企業における行動計画の策定・実施の支援や好事例の普及に加え、多様な働き方を支えるための保育サービスや子どもの放課後対策の充実などの取組を推進する」とあり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すためには、放課後の子どもの活動の充実を挙げている。

(11) 次代を担う自立した青少年の育成に向けて 一青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長 を促す方策について一(答申)

# - 2007年 (平成19年)1月-

2005年7月に文部科学省大臣から「青少年の 意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策に ついて」の諮問を受け、青少年の意欲を高める ために重視すべき視点についてと、青少年の意欲 を高めるための方策についての二つの事項を中心 に検討を行うこととされた。中央教育審議会の答 申の中で、学童期の子どもと親に関連する事項は 以下の通りである。

「第3章 青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すために-重視すべき視点と方策-2.すべての青少年の生活に体験活動を根付かせ、体験を通じた試行錯誤や切磋琢磨(せっさたくま)を見守り支えよう」、「青少年の生活に体験活動を根付かせるためには、青少年の生活圏内に多様な体験活動を提供する場や機会が幅広く用意されることが必要である。このため、国や自治体等において引き続き上記のような青少年の活動拠点づくりを積極的に進めるとともに、各拠点での活動が地域に根付くよう、必要な支援を行うべきである。特に安全・安心して活動できる子どもの居場所づくりに対応した取組については、厚生労働省の「放課後児童健全

育成事業」と一体化あるいは連携した「放課後子どもプラン」の創設が平成19年度に予定されており、同プランの効率的かつ円滑な全国的実施が期待される

なお、この答申では、青年期の安定した成長は、 乳幼児期及び学童期の発達と親の関わりが必要 であることが述べている。

# (12) 犯罪から子どもを守るための対策

- 2006年 (平成18年) 12月19日-

この犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議改定の中で、「子どもを守るための諸活動の充実」として、学童期の子どもの居場所についての安全対策を打ち出している。その内容は、「総合的な放課後対策の推進」とし、「原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省所管の放課後児童クラブを一体的あるいは連携して、総合的な放課後対策事業として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設する」とある。

# (13) 子ども子育て新システム基本制度等

- 2011年 (平成23年) 3月2日-

2012年(平成24年)3月2日少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システム法案骨子」「子ども・子育て新システムに関する基本制度」が決定された。

これまで子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下でワーキングチームが開催され、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームで総合計35回開催された。子ども・子育て新システムの具体的制度設計がとりまとめられた。

子ども子育て新システム基本制度は、幼保一

体化等乳幼児期の子ども・子育て家庭への支援 についての決定事項が多く、ワーキングチームでも 学童期の子どもや子育て家庭への支援について の議論があまりなされていない。しかし、少子化 や待機児童の問題を考える上では、乳幼児期か らの継続的な支援が必要であり、児童クラブの量 的・質的充実が望まれている。また、学童期の子 育て支援にあたる内容については、子ども・子育 て支援事業 (仮称) の中に「放課後児童クラブ| が位置付けられており、以下のことが明記されて いる。「小学校4年生以上も対象となること」を明 記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を 行う。「放課後児童クラブの実施」については、 市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する 旨を法定する。市町村は、市町村新システム事 業計画 (仮称) で需要の見込み、提供体制の 確保の内容及びその実施時期を記載し、提供体 制を計画的に確保する。「質を確保する観点」で は、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間 などについて、国は法令上の基準を新たに児童 福祉法体系に設定する。「職員の資格、員数等 の基準」は、国が定める基準を踏まえ、市町村 が基準を条例で定める。職員の資格、員数につ いては、現行の事業実態を踏まえ、「従うべき基準 | とすることも含め、法案提出までに整理する。「利 用の手続き」については、市町村が定める。ただし、 確実な利用を確保するため、市町村は、利用状 況を随時把握し(事業者は市町村に状況報告)、 利用についての斡旋、調整を行う。

以上の5点が記されているが、過去に総数35回開催されたワーキングチームにおいても、児童クラブについての議論はほとんど行われていないようで、具体的なことは明記されていない。

# 3. 考察

以上、乳幼児の子育て支援の概要と学童期の

子育て支援 13 項目を制度・施策としてあげた。これらの制度・施策は、子どもや親を取り巻く社会情勢が、次世代を育成していく上で困難な状況であることを示しているといえるのではないだろうか。また、これらの制度・施策は、子ども主体に考えているとは言い難い。以下では、学童期の子どもの発達面、学童期の子どもを取り巻く環境、学童期の子どもを支える親の変化から考察を加える。

# (1) 学童期の子どもの発達面から子育て支援を捉える

学童期の発達特徴として、安藤は、「学童期は、人格の基礎が形成される幼児期と第二次性徴が現れ身体的変化とともに親から精神的に離れ自立し、自己を確立していく思春期との間に位置し、一般的には、情動的に安定し、外部の世界への関心や好奇心を高める時代」とし、さらに、「学童期は、幼児期の営みを受け、そして思春期につながっていく大事な一段階といえる。」と述べ、学童期の重要性を指摘している。 学童期は、人格形成上の大切な乳幼児期と思春期がある青年期の通過点として学童期をとらえることではなく、人格形成の中でとても重要な時期である。

さらに、E・H エリクソンの発達段階で学童期の子どもを示すと、第Ⅳ段階「学齢期」にあたる。E・H エリクソンはこの時期の発達課題を、「生産性(勤勉性)」と位置づけ、子どもが学校教育(この場合は小学校)を受けることにより、学校生活の中で様々な事物を経験し、成し遂げることで技能技術を習得するとしている。社会性の獲得については、この学校生活と生活圏である近隣での体験が重要である。

また、乳幼児期の社会的な関わりであった母親や家族等から、友だちや先生、地域の大人等との関係に拡大する。その中で、子どもは、知りたい、学びたいといった好奇心や探求心、欲求を持ち、

さらに、勉学や運動等を通じて、新たな発見や作業を完成させることから喜びを経験する。それらが「生産性(勤勉性)」に結びついていく。このような経験の積み重ねの中から、内的に育ってくるものとして「有能感」があり、この感覚が次の発達課題の基盤になる。また、この「有能感」がないと、どんなに積極的に活動をしていても、「自分のしていることは何かちがう」という感覚になり、「劣等感(不適応感)」になると考えられている。このことから、保護者視点に偏らずに、子ども発達をとらえた制度・施策が必要ではないか。

# (2) 学童期の子どもを取り巻く環境から子育て支援を捉える

現代社会における子どもの現状としては、社会 情勢の変化により、子どもを取り巻く環境が、大き く変化しているといえる。学童期の子ども現状に ついて、柏女は、「1.生活時間の変化、2.遊び の変化、3. 児童のストレスの増加とストレス耐性の 低下、4.非行、いじめ、不登校の増加・顕在化・ 質的変化 5. 児童のモラトリアム期間の延長と大人 になることのむずかしさ | を挙げている。 生活時 間の変化は、学業やテレビゲーム等の勝負事の時 間が増加し、小学校の低学年においても、塾に通 うようになってきている。また、家族で夕食を取らず、 ひとりで夕食を食べる個食といわれる現象も起きて いる。遊びの変化は、都市化の影響が大きく、遊 び場の減少、交通事故の危険性の増大、テレビ ゲーム等の室内遊びの普及の他、1.生活時間の 変化から塾等に通っている子どもが多いため友だ ちと外で遊ぶ時間の減少のため、主に、空間(環 境)・時間・仲間 (三間の減少) の3点から遊 びが大きく変化してきている。子どものストレスの増 加とストレス耐性の低下は、受験戦争の激化、学 校や家庭でのオーバー・コントロール、兄弟関係・ 友人関係を含めた交友関係の狭さと社会的経験 の不足などによりストレスが増大し、また耐性も低下しているといえる。非行、いじめ、不登校の増加・顕在化・質的変化は、非行やいじめ、不登校等は、子どもの心理・行動上の問題が顕在化しやすい問題行動である。非行については、2012年(平成24年)の犯罪白書第3編少年非行の動向等によると、近年の青少年(学童を含む)の犯罪の数値は、2004年(平成16年)からやや減少傾向にあるとしている。しかし、凶悪化、低年齢化に伴い、平成19年11月に少年法が改正された。

児童のモラトリアム期間の延長と大人になることのむずかしさは、成人としての自覚が、高学歴化や成人式などの行事・風習の希薄化などにより、着きにくくなっている。また、身体的成熟が早期化し、逆に社会的成熟が遅延化しておりギャップの拡大がみられる。このような子どもを取り巻く状況から子育て支援の制度施策を検討するべきであるといえる。

# (3) 学童期の子どもを支える家庭と親の変化から 子育て支援を捉える

学童期の子どもを支える家庭の変化として、家庭の質の変化、家庭内における少子化の社会面での影響、家庭と地域の関係の希薄化が挙げられる。家庭の質の変化について、柏女は、「家庭をめぐる状況は近年大きく変化してきており、このことは、子どもの成長や生活の質、親のありよう、親と子の関係のありよう、ひいては家庭の機能そのものに大きな変化をもたらしつつある。」と、「家庭の質の変化」と述べており、その中で親の変化を挙げている。 続けて柏女は、その親の変化について、近隣関係の希薄化による育児の孤立化、父親の自信・権威喪失、母親の育児専業からの家事・育児負担の増加、子どもの虐待増加・顕在化を指摘している。 親の変化については、第一に、父親の自信、権威の喪失が挙げられる。

長時間通勤、職住分離、通勤時間の長時間化、 単身赴任の増加などがみられ、児童との接触時間の減少、子どもも父親の働く姿を見る機会が減少し、男性モデルとしての父親の姿が見えにくくなっている。父親の家庭における存在感の希薄化が進行し、父親も児童にどのようにかかわっていけばよいのかわからず自信喪失気味になっているといえる。第二に、母親の育児専業からの離脱と家事・育児負担の増加が挙げられる。母親も就労や社会参加の増加が顕著であり、子どもとの接触時間の不足に悩む親が増加している。また、男女家事の分担意識がいまだに低いこと、家事時間の配分が大変で、母親に就労と家事・育児の両立困難という新たな問題をもたらしており、母親の負担が増大しているとある。

また、少子化・核家族化や離婚の増加の影響で、家庭と地域の関係の希薄化が深刻になり、家庭では少ない兄弟姉妹の中で育ち、地域では近所の子ども同士の触れ合う機会が減少している。そのため、乳幼児の小さな年齢の子どもの世話や遊びを通じて子どもとの接し方を身に付けたり、触れ合う喜びを実感する等の経験が無いままに、親となる人が増えてきている。そのため、それらの子どもが親になったときに、子育てに悩み、育児の孤立化、虐待という痛ましい結果に結びついてしまう事例も多く報告されている。このように子どもを育て育む家庭や親も変化してきている。これらの状況に焦点を合わせた子育て支援制度・施策が望まれる。

# おわりに

子育て支援に関する制度・施策を、乳幼児期 と学童期を中心に挙げたが、この制度・施策は、 子どもを養育する保護者に対してのものであり、子 どもの成長や発達を主体とした制度・施策には程 遠い。子どもの成長や発達を育む家庭のあり方については、保護者に対する支援が必要で、保護者が困窮すれば必ず子どもに帰ってくる。そのために制度・施策の中身や質も大変重要ではあるが、子どもの育ちを子ども主体に検討し、対応する制度・施策が必要ではないか。

今後の課題としては、学童期の子どもを持つ家庭 (保護者)を支援するうえで、子どもの成長や発達を踏まえた子ども主体の制度・施策を構築するために、何が必要となるのか、現状の子どもの状況を的確に整理を行い、次世代を担う学童期の子どもやその保護者の指標を構築したいと考えている。

#### 引用文献

- 「宮本知子・藤崎春代 (2011) 「我が国の保育所・幼稚園における子育で支援の実践および実践研究の動向」 『昭和女子大学生活心理研究紀要』 P13、PP127-133.
- <sup>2</sup> 安藤朗子 (2006)「学童期における心の発達と健康」『母 子保健情報』第54号 恩賜財団母子愛育会 P54
- <sup>3</sup> 柏女霊峰(2007)『現代児童福祉論 第8版』誠信書房 PP30-32
- \* 法務局(2012)『平成24年版犯罪白書 犯罪白書 第3編 少年非行の動向』
  - (http://www.moj.go.jp/content/000103411.pdf, 2013.10.12)
- <sup>5</sup> 柏女霊峰 (2013)『子ども家庭福祉論 第3版』誠信書房 P24
- <sup>6</sup> 柏女霊峰 (2013) 前掲書 P25

#### 参考文献

厚生労働省(2012)『国民生活基礎調査 平成 24 年度』 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa12/dl/02.pdf、2013.10.10)

厚生労働省(2012)『人口動態 平成24年度』

(http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakuteil2/dl/04\_h2-1.pdf, 2013.10.10)

厚牛労働省(2002)『少子化プラスワン(要点)』

 $(http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/09/h0920-1. \\ html, 2013.10.10)$ 

厚生労働省(2003)「社会連帯による次世代育成支援に向けて」『次世代育成支援施策の在り方に関する研究会』(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/svousika/030807-1.html, 2013.10.10).

内閣府 (2010) 『子ども子育てビジョン (概要)』

(http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/pdf/gaiyo.pdf, 2013.10.10)

厚生労働省 (2004) 『少子化社会対策大綱に基づく重点 施策の具体的実施計画について (平成16年12月24日 少子化社会対策会議決定)』

(http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1224-4c. html、2013.10.10)

文部科学省及び厚生労働省(2006)『「放課後子どもプラン」 の基本的考え方【要旨】』

(http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/shared/pdf\_old/concept.pdf、2013.10.10)

文部科学省及び厚生労働省(2006)『「放課後子どもプラン」 推進のための連携方策~文部科学省と厚生労働省の放課 後対策事業の連携~』

(http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/shared/pdf\_old/overview.pdf, 2013.10.10)

厚生労働書 (2012) 『児童環境づくり基盤整備事業関係』 (http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0320-6-6a.pdf、2013.10.10)

厚生労働省 (2008) 『新待機児童ゼロ作戦 (概要)』

(http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/dl/h0227-1a.pdf, 2013.10.10)

内閣府(2008)『青年育成施策大綱』青年育成推進本部(http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/taikou\_201212/pdf/taikou\_z.pdf、2013.10.10)

重点戦略検討会議 (2007) 『子どもと家族を応援する日本 重点戦略』

(http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-1.pdf, 2013.10.12)

男女共同参画会議 (2007) 『ワーク・ライフ・バランス 推進の基本的方向 中間報告~多様性を尊重し仕事と生活が好循環を生む社会に向けて~』仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に関する専門調査会

(http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wlb/pdf/wlb19-1.pdf, 2013.10.12)

中央教育審議会 (2007) 『次代を担う自立した青少年の育

成に向けて-青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長 を促す方策について』文部科学省

(http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo/toushin/07020115.htm,2013.10.12)

犯罪対策閣僚会議(2006)『犯罪から子どもを守るための対策』犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議改定

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai8/8siryou2\_11.pdf, 2013.10.12)

内閣府 少子化社会対策会議 (2012) 『別添1 子ども・ 子育て新システムに関する基本制度』

(http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/ 08kosodate/pdf/kihonseido/s1-b1.pdf, 2013.10.12)

内閣府 少子化社会対策会議 (2012) 『別添2 子ども・ 子育で新システム法案骨子』

(http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/ 08kosodate/pdf/kihonseido/s1-b2.pdf、2013.10.12) エリクソンE. H(1977)『幼児期と社会Ⅰ・Ⅱ 仁科弥生訳』

柏女霊峰、山縣文治編 (2006)『家族援助論』ミネルヴァ <sub>東</sub>戸

網野武博編(2008)『児童福祉の新展開』同文書院

網野武博(2002)『家族援助論』建帛社

みすず書房

村田孝次(1998)『児童心理学入門』培風館

大西頼子・野口眞代・日比曉美・他 (2001) 『人間の発達 と生涯学習の課題』 明治図書

池本美香 (2010) 『子どもの放課後を考える』 到草書房 下浦忠治 (2007) 『放課後の居場所を考える』 岩波書店 伊藤陽一 (2010) 「学童期の子育で支援における支援者 のあり方 (1) 支援者に必要な3つの視点 (親子キャンプから)」『小池学園研究紀要』(5),PP105-123,小池学園 徳永聖子 (2013) 「保育土養成課程「保育相談支援」の 教授内容に関する研究―保育相談支援の技術を中心に―」 淑徳大学大学院総合福祉研究科平成24年度修士論文 安藤朗子 (2006) 「学童期における心の発達と健康」『母

柏女霊峰・佐々木正美 (2007) 「特集 親育ては大事な保育 対談:親子の関係性を考える」『保育の友』55 (10)、 PP10-17 全国社会福祉協議会

子保健情報第54号 」 恩賜財団母子愛育会

成田朋子 (2005)「次世代育成支援時代における保育所の役割」『名古屋柳城短期大学研究紀要』P27、PP17-24 柴崎正行・安齊智子 (2003)「特集 子育支援 保育所における子育て支援の現状と課題」『保健の科学』(45) 杏林書院

西村芳彦 (2013)「放課後子どもプランにおける放課後子ども教室の課題―中核市千葉県柏市の事例を中心にして ―」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』20 号-2 PP209-219